資料４－２

食品用器具及び容器包装における再生紙の使用実態について

紙・板紙の種類

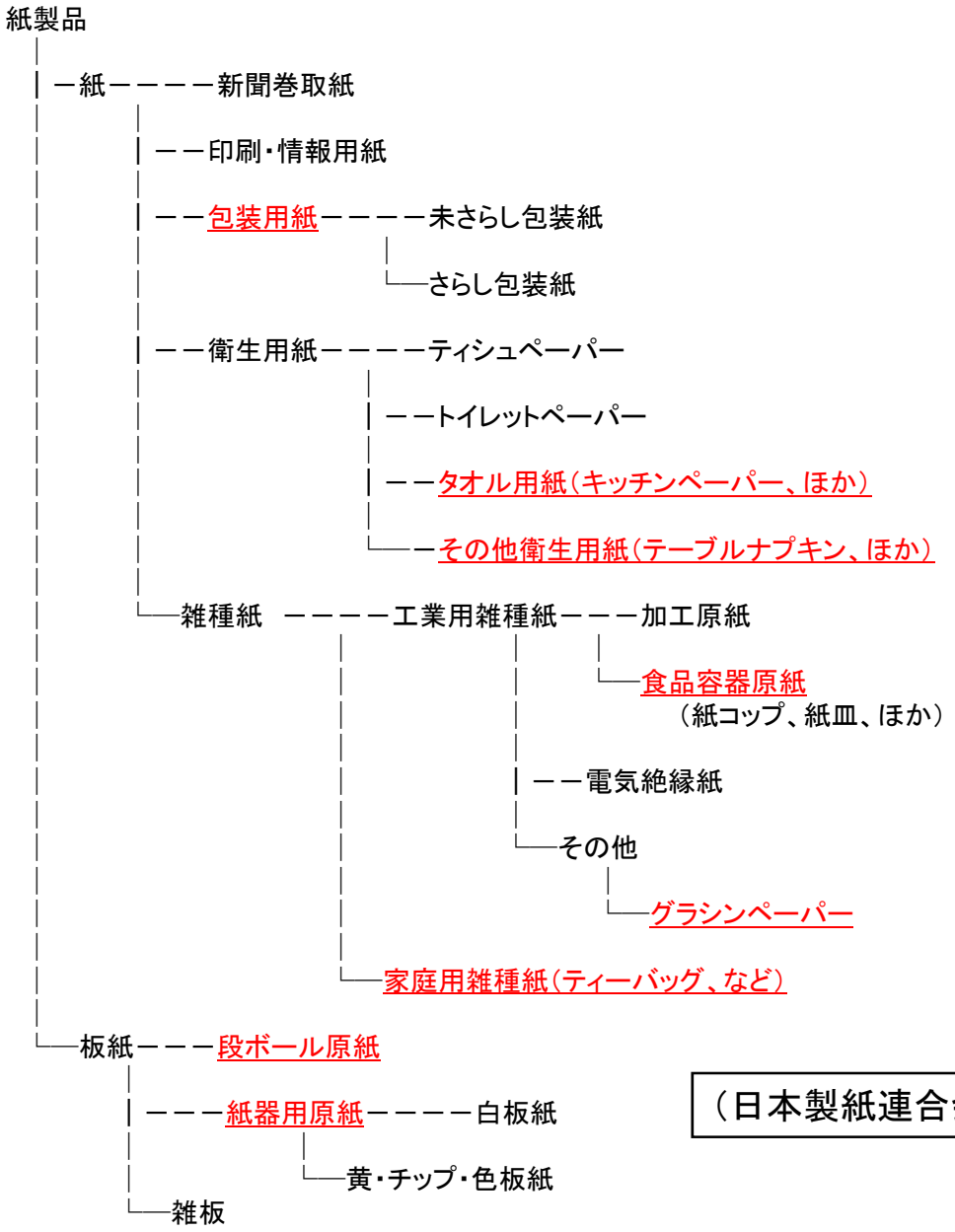

（日本製紙連合会「紙・板紙統計」による集計区分）

紙製食品用容器包装の規模推定

包装技術協会からの概数及び日本製紙連合会による推定　　単位：千トン／年　2008年ベース

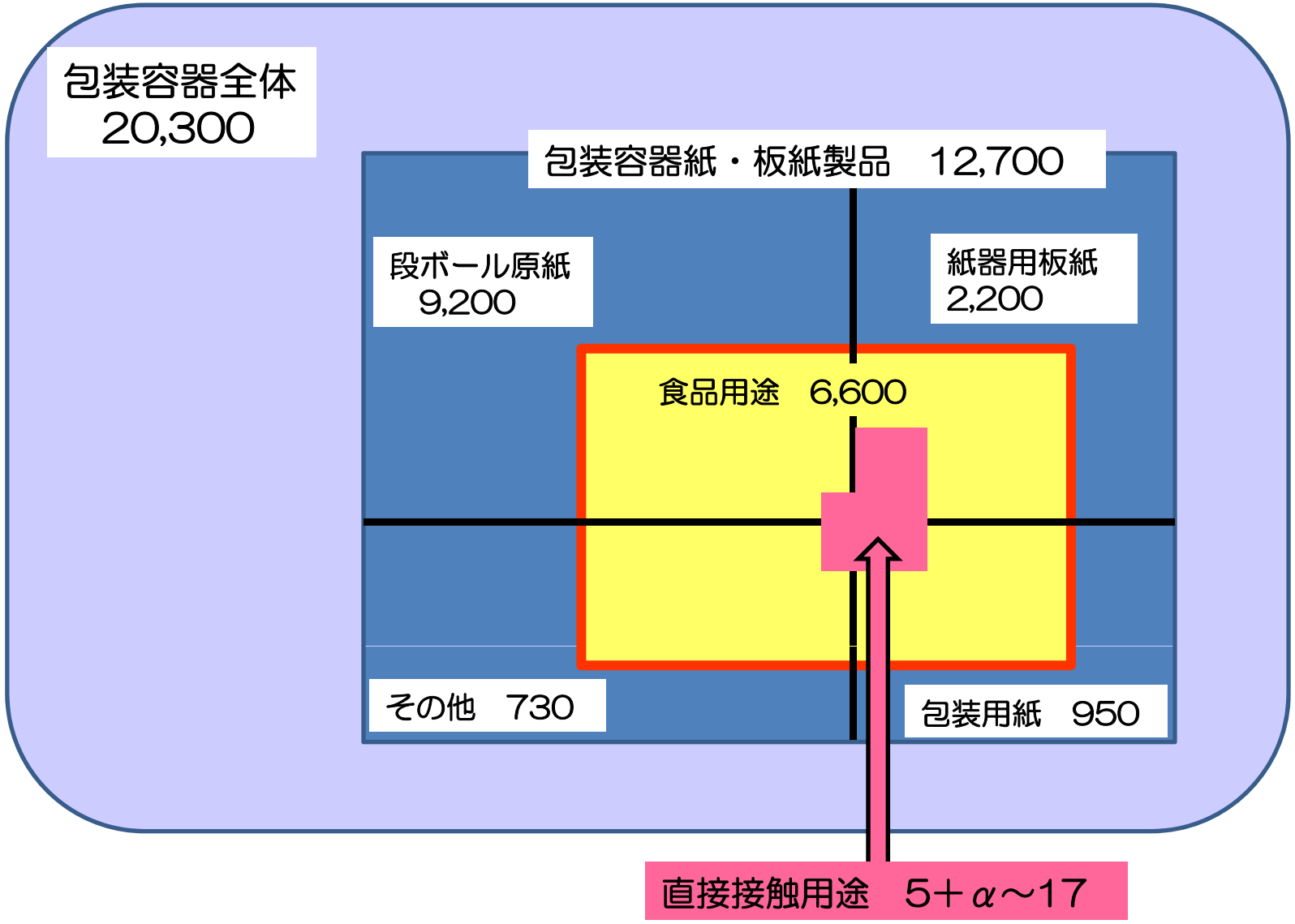

食品用の紙製の器具・容器包装の分類例

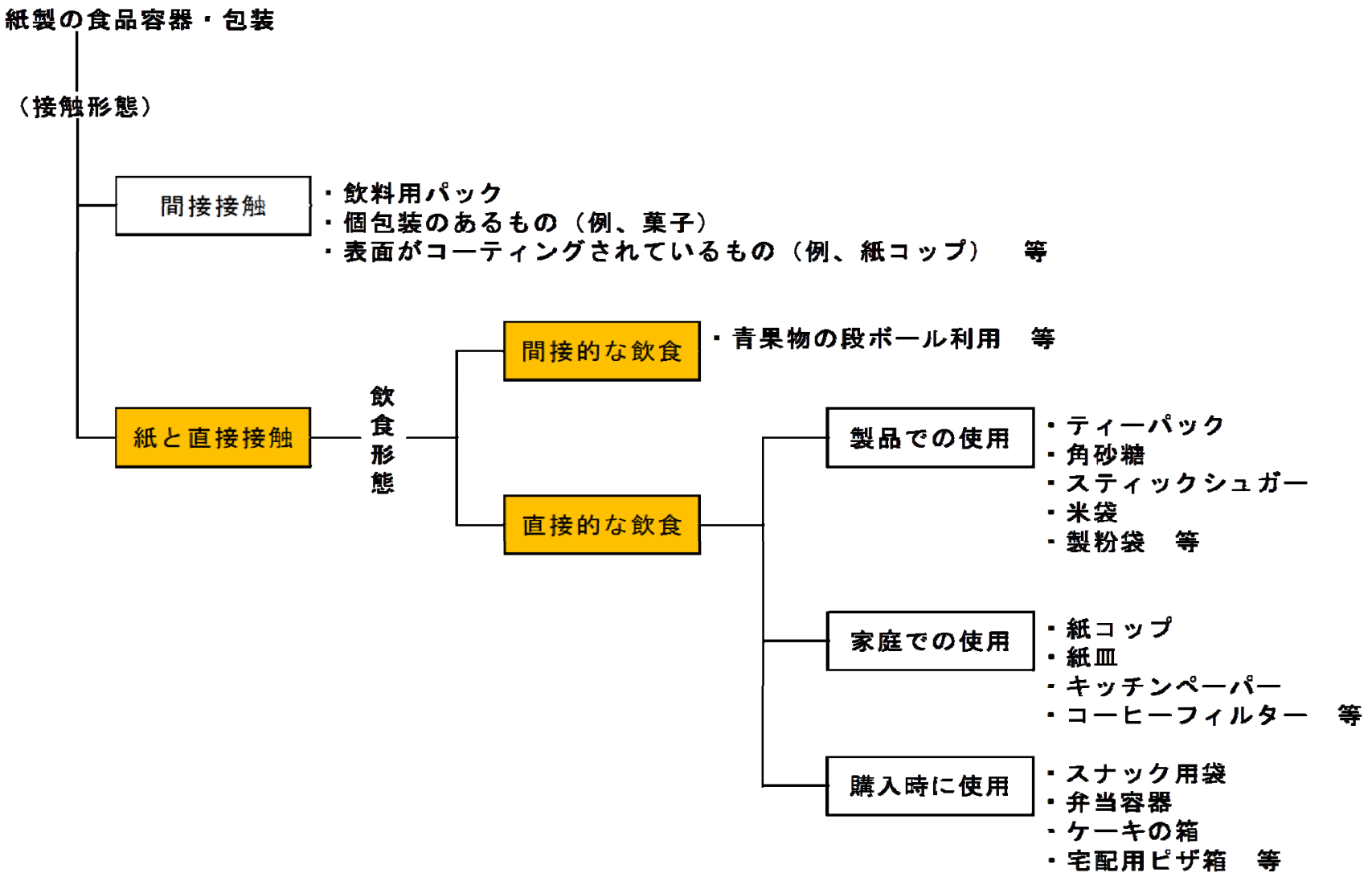

古紙の回収率と利用率

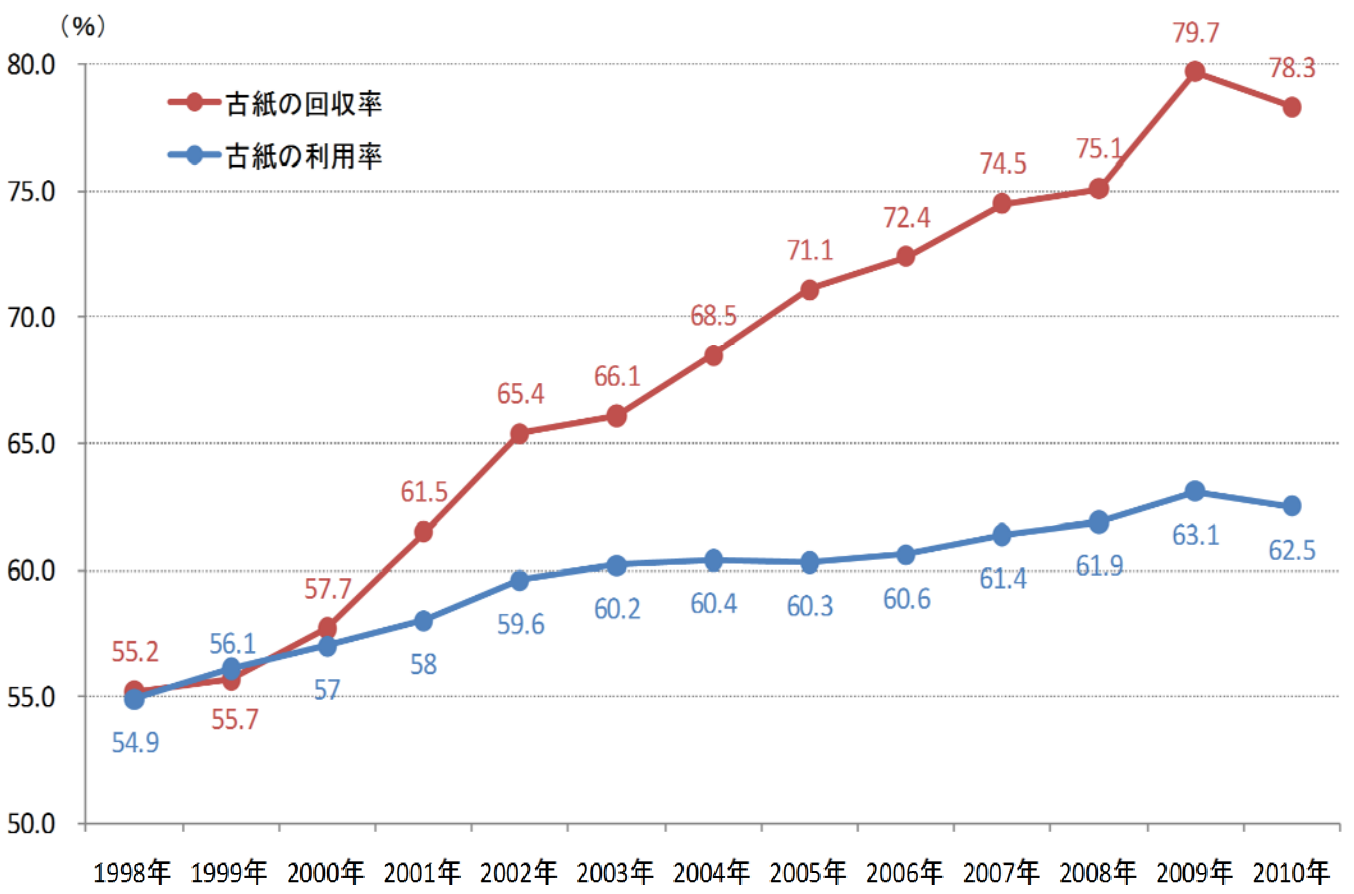

$$\text{古紙回収率} = \frac{\text{古紙国内消費量（メーカー入荷※ー輸出＋輸入）}}{\text{紙・板紙国内消費量（メーカー払出ー輸出＋輸入）}} \times 100$$

$$\text{古紙利用率} = \frac{\text{古紙消費量＋古紙パルプ消費量}}{\text{繊維原料合計消費量（パルプ＋古紙＋古紙パルプ＋その他）}} \times 100$$

※メーカー古紙入荷には、古紙パルプ入荷量を古紙換算した数値を含む。

（「古紙需要統計」（古紙再生促進センター）による）

用途別にみた食品接触材料としての紙の利用形態

用途(通称)	接触形態			飲食形態		表面コーティング				使用条件				食品の形状 湿:使から汚れるもの 湿:水分6%以上 乾:水分6%未満				使用段階					使用する原材料					主たる品質管理主体				再生紙利用の可能性		国内需要(/年)
	直接接触	間接接触	その他	直接的な飲食	間接的な飲食	ブラ加工	アルミ加工	防水加工	無	熱	酸	油脂	アルコール	液体	潤	湿	乾	製造	在庫	店頭	保有	消費	洋紙	板紙	段ボール	不織布	その他	原紙メーカー	加工メーカー	食品メーカー	飲食店等	有	無	
1)ティーバッグ（紅茶）	○			○					○	○				○					○	○	○	○					○	○		○			○	
2)コーヒーフィルター	○			○					○	○				○					○	○	○	○					○			○			○	
3)パン製造時の敷紙	○			○					○	○		○			○		○	○	○				○					○	○					
4)ペーパーナプキン	○			○					○		○	○			○							○	○					○						
5)クッキングシート	○			○		○				○		○			○			○					○					○						
6)弁当容器	○			○		○		○		○		○			○							○		○				○	○		○	○		
7)たこ焼きの箱	○			○					○	○		○			○							○	○					○	○		○	○		
8)今川焼,お饅頭等の包装紙	○			○					○	○		○			○							○	○					○	○		○	○		
9)スナック用紙袋	○			○				○		○		○			○							○	○					○	○		○			
10)ハンバーガーの包装紙	○			○				○		○		○			○							○	○					○	○		○			
11)フライドポテトの袋	○			○				○		○		○			○							○	○					○	○		○			
12)牛乳びんの蓋	○			○				○				○		○					○	○	○	○		○				○	○					
13)ケーキ箱	○			○					○			○	○		○							○		○				○				○		
14)キッチンペーパー（鮮魚のドリップ取り）	○			○					○			○	○		○							○	○			○		○						
15)キッチンペーパー（天ぷらの敷き紙）	○			○					○			○	○		○							○	○					○						
16)ピザの宅配ケース	○			○					○	○		○			○							○			○			○				○		
17)乾燥剤（消石灰）	○			○		○						○					○		○	○	○	○					○		○					
18)紙皿	○			○				○		○	○	○		○								○	○						○					14万t
19)角砂糖（個包装）	○			○				○									○		○	○	○	○	○							○				
20)スティックシュガー	○			○				○									○		○	○	○	○	○					○						
21)人工甘味料	○			○				○									○		○	○	○	○	○					○						
22)砂糖袋	○			○				○									○		○	○	○	○	○					○		○				
23)チューインガム	○			○			○	○				○					○		○	○	○	○	○					○		○				
24)クラフト紙袋（米袋,製粉袋,など）	○	○		○	○				○								○		○	○	○	○					○	○						21万t
25)小麦粉,片栗粉等の袋	○			○		○											○		○	○	○	○	○					○						
26)卓上の胡椒,塩のパック（筒）	○			○			○										○		○	○	○	○	○						○					
27)卵パック		○			○				○					○					○	○	○	○					○	○				○		
28)段ボール（青果など）	○				○				○						○				○						○			○				○		
29)乳製品		○		○		○						○		○				○	○	○	○			○				○					○	21万t
30)バター,マーガリン,チーズ	○			○					○			○				○			○	○	○	○	○						○					
31)棒型アイスクリーム（包装）	○			○				○				○		○	○				○	○	○	○		○					○	○		○		
32)カップ麺（蓋）		○		○			○			○		○		○					○	○	○	○	○							○				
33)カップ麺（本体）		○		○			○			○		○		○					○	○	○	○	○							○				
34)紙コップ		○		○				○		○	○	○	○	○								○	○						○					9万t
35)アイスクリーム容器	○			○		○						○		○	○				○	○	○	○		○					○	○		○		
36)お茶漬け,ふりかけの包装紙	○			○			○	○								○			○	○	○	○	○				○	○		○		○		

注）1．インタビュー調査により、ティーバッグ、コーヒーフィルターについては、熱使用の条件として、100℃の耐用性を設定しているとの回答を得た。

2．再生紙が利用される可能性のある用途について、1）ティーバッグ、2）コーヒーフィルター、29）乳製品については、その利用の可能性がないことを、インタビュー調査にて確認した。

食品用途における古紙及び紙製品の流れ

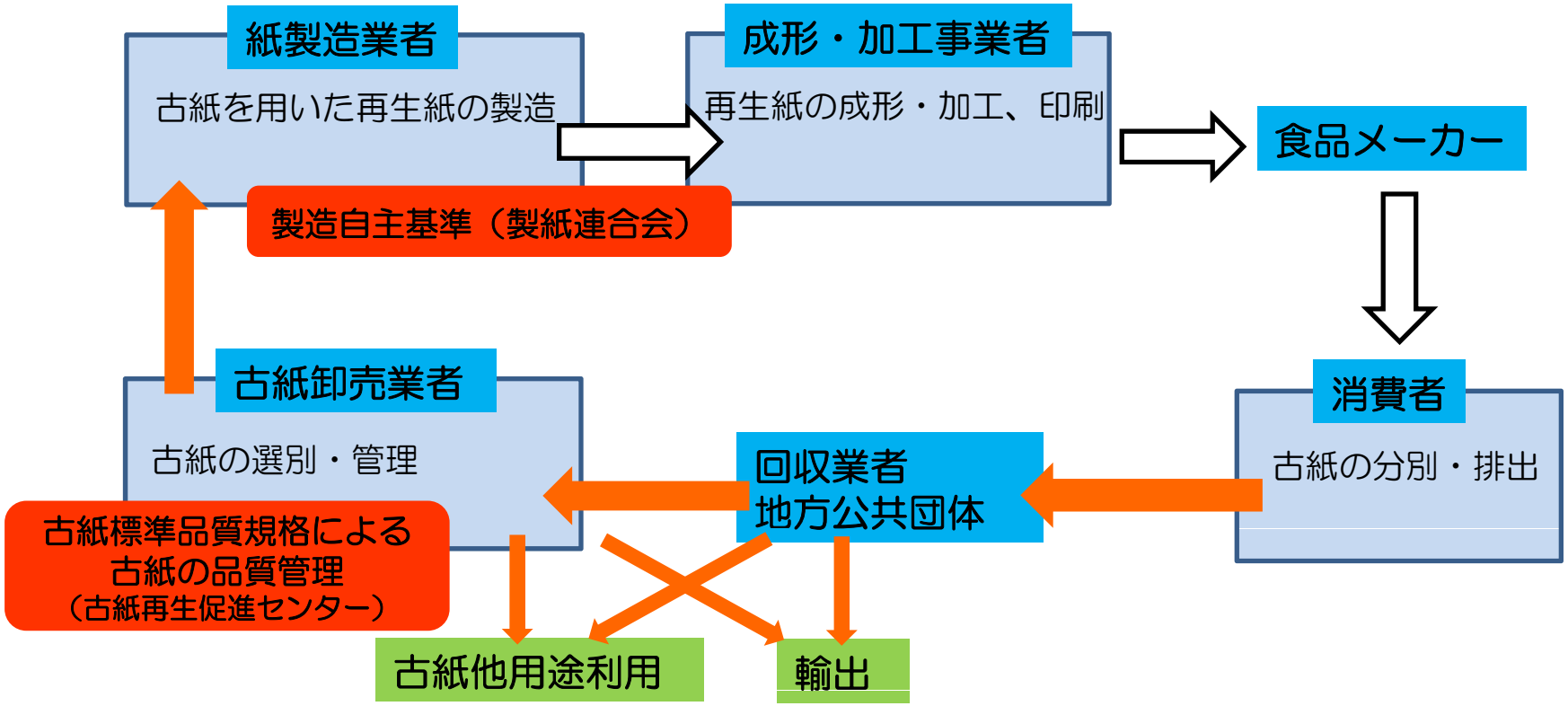

古紙標準品質規格

1.適用範囲	本規格は、古紙原料としての新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、オフィスペーパー（以下「古紙」という。）の取引における古紙の品質基準について規定するものである。古紙の取引は、購買者・販売者間に特別な取り決めがない限り、本規格によるものとする。なお、その他の古紙原料についてもこの規格に準ずることが望ましい。 本規格での新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、オフィスペーパーとは次のものをいう。 〇新聞とは、家庭、会社及び官公庁等より発生する新聞（折込チラシを含　む。）及び残紙をいう。 〇段ボールとは、段ボール・紙器工場、市中等より発生する段ボールをいう。 〇雑誌とは、家庭、会社及び官公庁等より発生する雑誌、書籍及び返本・残本（印刷冊子を含む。）をいう。 〇雑がみとは、家庭より発生する紙・板紙及びその製品で、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものをいう。 〇オフィスペーパーとは、オフィスより発生する紙及び紙製品で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りのある印刷物、使用済みのコピー用紙を含んでいるものをいう。
2.品質	古紙の品質は、古紙標準品質規格表の定義によるものとする。
3.禁忌品	禁忌品はA類とB類に区分する。 A類：製紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害を生ずるもので次のものをいう。 1）石、ガラス、金もの、土砂、木片等 2）プラスチック類 3）樹脂含浸紙、硫酸紙、芳香紙、布類 4）ターポリン紙、ロウ紙、石こうボード等の建材 5）捺染紙、感熱性発泡紙、合成紙、不織布 6）医療関係機関等において感染性廃棄物と接触した紙 7）その他工程或いは製品にいちじるしい障害を与えるもの B類：製紙原料に混入することは好ましくないもので次のものをいう。 1）カーボン紙 2）ノーカーボン紙 3）ビニール及びポリエチレン等の樹脂コーティング紙、ラミネート紙 4）粘着テープ（但し、段ボールの場合、禁忌品としない。） 5）感熱紙、臭いのついた紙 6）その他製紙原料として不適当なもの

※禁忌品A類については、原則認めず、禁忌品B類については、適用範囲の種類に応じて0.3%もしくは0.5%の限度値を定めている。また、水分の許容水準として、12%を定めている。

業界による自主基準

食品に接触することを意図した紙・板紙の自主基準（製紙連合会）

（構成）

- 食品に接触することを意図した紙・板紙の自主基準
  - １）趣旨　適用範囲　用語の定義
  - ２）基本的要件　衛生規格
  - ３）使用できない物質の選定基準と物質リスト　　等

- 付属文書１
  - 食品に接触することを意図した紙・板紙に関する製造指針

- 付属文書２
  - 食品に接触することを意図した古紙を原料とする紙・板紙の製造に関する指針

（概要抜粋）

- 古紙の分類・規格
  - 古紙標準品質規格による。
- 古紙の購入・保管・取扱い
- 古紙の処理工程
  - 必ず含むべき処理工程。
  - 古紙原料の種類及び紙・板紙の品質に応じ、選択する処理工程
- 情報、用途に関する留意事項
  - 情報提供・用途等